



大阪科学・大学記者クラブ 御中
(同時資料提供先：大阪市政記者クラブ)

公立大学法人 大阪市立大学
大阪市住之江区役所
大阪市住吉区役所
大阪市西成区役所

**大阪市立大学と住之江区役所、住吉区役所、西成区役所との
連携協定調印式並びに記念公開討論会
「地域防災の取り組み・課題と大学の役割」を開催します！**

大阪市立大学と大阪市住之江区役所、住吉区役所、西成区役所は、これまでも都市防災研究や教育・学術に関わる様々な取り組みを進めてきたところですが、今後、連携をより一層発展させ、各区の活力ある地域づくりと大学の教育・学術研究機能をさらに高めることを目的として連携協定を締結します。

また、協定締結を記念し、本学都市防災研究グループ(ODRP)と各区長による公開討論会「地域防災の取り組み・課題と大阪市立大学の役割」を開催します。本学が住民・行政と連携した活動「いのちを守る都市づくり」プロジェクトについて、様々な観点から本活動への期待や要望、今後の方向性について討議します。

多くの方のご来場をお待ちしています。

記

- 1 日 時 平成25年6月24日(月) 午前10時30分～12時
2 場 所 大阪市立大学 学術情報総合センター 10階会議室
(大阪市住吉区杉本3-3-138)

3 プログラム

【連携協定書調印式】10時30分～10時50分

(1) 出席者

大阪市住之江区長	高橋 英樹 (たかはし ひでき)
大阪市住吉区長	吉田 康人 (よしだ やすと)
大阪市西成区長	臣永 正廣 (とみなが まさひろ)
大阪市立大学理事長(兼学長)	西澤 良記 (にしざわ よしき)
大阪市立大学理事(兼副学長)	宮野 道雄 (みやの みちお)

(2) 次第

開 会
出席者紹介
大阪市立大学理事長挨拶、趣旨説明
協定書調印(署名)
区長挨拶(住之江区、住吉区、西成区)
写真撮影
閉 会

【公開討論会】10時50分～12時00分

次 第

- 10:50～10:55 大阪市立大学 都市防災研究について
宮野 道雄 市立大学副学長
- 10:55～11:45 公開討論会
「地域防災の取り組み・課題と大学の役割」
コーディネーター 宮野 道雄 市立大学副学長
パネリスト 高橋 英樹 住之江区長
吉田 康人 住吉区長
臣永 正廣 西成区長
森 一彦 市立大学 教授
- 11:45～12:00 質疑応答

4 お申し込み等 入場無料・申し込み不要（先着100名）

5 お問い合わせ 大阪市立大学 地域連携センター（学務企画課 地域貢献担当）
TEL：06-6605-3504 FAX：06-6605-3505

大阪市住之江区役所政策推進室
TEL：06-6682-9591 FAX：06-6686-2040

大阪市住吉区役所総務課
TEL：06-6694-9591 FAX：06-6692-5535

大阪市西成区役所総務課
TEL：06-6659-9983 FAX：06-6659-2245

参考資料：連携協定書(案)（添付）

【報道に関する問合せ先】

大学広報室（企画総務課広報担当）

担当者：小澤・寺西

TEL：06-6605-3410 FAX：06-6605-3572

※取材に関する受付は、調印式開始の30分前から行います

※取材を希望される場合は、6月24日（月）午前10時までに（広報担当）寺西電話
06-6605-3410までご連絡ください。

大阪市 区役所と公立大学法人大阪市立大学との連携協定書（案）

大阪市 区役所と公立大学法人大阪市立大学は、相互の協力及び連携に関する事項について、以下のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、大阪市 区役所（以下「甲」という。）と公立大学法人大阪市立大学（以下「乙」という。）の連携のもと、 区における活力ある地域づくり及び大阪市立大学の教育・学術研究機能高めることを目的とする。

（連携事項）

第2条 本協定による主な連携事項は次のとおりとする。ただし、下記の活動において必要な事項については、甲と乙の協議の上、別途定めることとする。

- （1） 地域コミュニティの活性化に関すること
- （2） 地域文化の振興に関すること
- （3） 地域防災に関すること
- （4） 地域福祉に関すること
- （5） 地域産業の振興に関すること
- （6） 教育及び人材の育成に関すること
- （7） 学術研究に関すること
- （8） その他両者が必要と認める事項に関すること

（連絡調整）

第3条 前条各号に定める項目を円滑かつ効果的に進めるために、両者に連絡調整窓口を設ける。

（機密保持義務）

第4条 この協定に基づき、甲及び乙が知り得た機密情報及び個人情報については、それぞれ機密として保持する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（協定期間）

第5条 本協定期間は、1年間とする。ただし、期間満了の日の3か月前までに、甲又は乙のいずれからも協定の終了又は見直し等の申し出がない限り、本協定は1年間更新され、以後も同様の取り扱いとする。

（内容の変更）

第6条 甲及び乙は、双方協議の上、本協定の内容を変更できるものとする。

（その他）

第7条 本協定に規定のない事項及び本合意の条項に関して疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、別途定めることとする。

本協定締結の証として、本書を2通作成し署名捺印のうえ双方1通を保有する。

平成25年 月 日

大阪市 区役所

公立大学法人大阪市立大学

区長

理事長 西澤 良記